

群馬県感染症対策事業継続支援金のご案内

まん延防止等重点措置適用に伴う時短要請や不要不急の外出自粛要請等の影響を受けた県内中小企業者等へ支援金を支給します。

主な要件

- 対象月（5月、6月）の**売上減少率**が対前年又は対前々年同月比で**30%以上50%未満減少**していること。
- まん延防止等重点措置の適用等に伴う飲食店等及び大規模集客施設等の時短要請協力金の対象事業者でないこと。
- 休業又は時短営業を実施した県内の飲食店と直接・間接の取引があること。又は、**不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響**を受けていること。

支給額 ※1事業者あたり

法人 最大20万円/月

個人 最大10万円/月

いずれか低い額

【売上減少額】

「前年又は前々年の対象月の売上」
－「本年の対象月の売上」

※「月次支援金」**売上減少率50%以上はこちらの対象となります**

中小企業庁「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」



「対象事業者の例」

飲食業

時短要請対象外飲食店



外出自粛等の影響による
来客の減少に伴い売上が減少

卸・小売業

飲料・酒類卸売業



時短要請対象飲食店からの注文
減少に伴い売上が減少

製造業

食品加工・製造業



時短要請による取引先飲食店や
食品卸・小売業からの注文減少
に伴い売上が減少

サービス業

理容・美容業



外出自粛等による利用客減少・
結婚式等のイベント減少に伴い
売上が減少

旅客運送業

タクシー業、運転代行業



時短要請対象飲食店の利用客減少や、
不要不急の外出自粛等の影響により
売上が減少

サービス業

冠婚葬祭業



外出自粛等の影響による式の
延期・中止に伴い売上が減少

観光関連業

観光施設・土産物屋・宿泊施設



外出自粛等の影響による利用
客の減少に伴い売上が減少

娯楽業

遊興施設



外出自粛等の影響で来客
が減少し、売上が減少

申請方法

- 申請要領等は、県ホームページからダウンロードできます。
- 各行政県税事務所、各市町村、商工会議所・商工会の窓口でも配布を予定しています。
- 申請受付：（5月分）令和3年7月1日（木）～8月5日（木）
（6月分）令和3年7月15日（木）～8月19日（木）



問い合わせ先

感染症対策事業継続支援金コールセンター

TEL：027-381-8590（土日・祝日含む9:00～17:00）

●申請書・誓約書

●確定申告書の写し（2019年及び2020年）※税務署の押印があるもの

①法人の場合（次の両方を添付）

- ・確定申告書別表1（控）
- ・法人事業概況説明書（両面）

②個人事業主の場合

ア 青色申告の場合（次の両方を添付）

- ・確定申告書第1表（控）
- ・所得税青色申告決算書（1ページと2ページ）

イ 白色申告の場合

- ・確定申告書第1表

●令和3年5月又は6月の事業収入（売上）が確認できる書類の写し

●取引等確認書類

①営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引がある場合

- ・取引先との反復継続した取引を示す「帳簿書類（納品書等）及び通帳」等

②不要不急の外出自粛による直接的な影響がある場合

- ・個人顧客又は個人向けに商品・サービスの提供を行う取引先との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」等

●本人確認書類（※法人の場合は代表者のもの）の写し

例：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等

●振込先口座と口座名義が確認できる通帳等の写し

※添付書類は、国の月次支援金に準ずる予定ですが、内容確認のため追加で依頼する場合があります。

群馬県感染症対策事業継続支援金 支給対象となり得る事業者の具体例

